第7章 歴史的風致形成建造物の指定に関する事項

- 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- (1)歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

本町では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして県 並びに町の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存及び活用に努めてきた。

しかし、本町には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が求められている。

本計画では、湯前町の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進する。

(2)歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

< 指定対象の要件 >

文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財 熊本県文化財保護条例に基づく指定文化財 湯前町文化財保護条例に基づく指定文化財 その他、本町の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めるもの

< 指 定 基 準 >

建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物 地域の歴史を把握する上で重要な建造物 外観が景観上の特徴を有し、歴史的なまち並みの構成要素として重要な建造物 建造物の築後年数が概ね50年を経過しているもの

2 歴史的風致形成建造物の管理の方針となるべき事項

(1)歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持管理においては、熊本県や湯前町の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持管理を行い、それ以外の建造物は、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持管理を行う。

適正な維持管理は、所有者等による維持管理を基本とし、歴史まちづくり法 第 15 条第 1 項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係 る町長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持管理を図る。

維持管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査や記録を行った上で、往時の姿に修復、復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開、活用を図ることとする。

(2)個別の事項

登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持管理を行う。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復、復原を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、 保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議実施機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものする。

県及び町指定文化財

県及び町指定文化財は、熊本県及び湯前町の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。

これらの建造物の維持管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復、復原を基本とする。

文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。

特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議実施機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財等でない建造物は、計画期間後も 建造物の保存を図るため、登録有形文化財や町指定文化財等として登録、指定 するよう努めるものとする。

これらの建造物の維持管理は、内部の保全に努めつつ、建造物の外観を主対 象に、現状の維持及び保存を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議実施機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3)届出が不要な行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

<届出が不要な行為>

文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

熊本県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条 例第 15 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第 14 条第 1 項 に基づく修理の届出を行った場合

湯前町文化財保護条例第3条第1項の規定に基づく町指定文化財について、同条例第9条の規定に基づく現状及び環境等の変更の届出を行った場合

3 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域内において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

(指定)

No	指定区分	名 称	写 真	所有者等	備考
1	登録 有形文化財 (建造物)	明導寺本堂		明導寺	
2	登録 有形文化財 (建造物)	くま川鉄道 湯前駅本屋		くま川 鉄道(株)	
3	町指定 文化財 (建造物)	普門寺 観音堂		下城区	
4	町指定 文化財 (建造物)	宝陀寺 観音堂		辻 区	

No	指定区分	名 称	写 真	所有者等	備考
5	町指定 文化財 (史 跡)	古塔碑群		湯前町	
6	町指定 文化財 (建造物)	林家三重石塔		個人	
7	町指定 文化財 (史 跡)	的場士休の墓		下城区	
8	町指定 文化財 (有形民俗)	平野の庚申塔		個人	

(未指定)

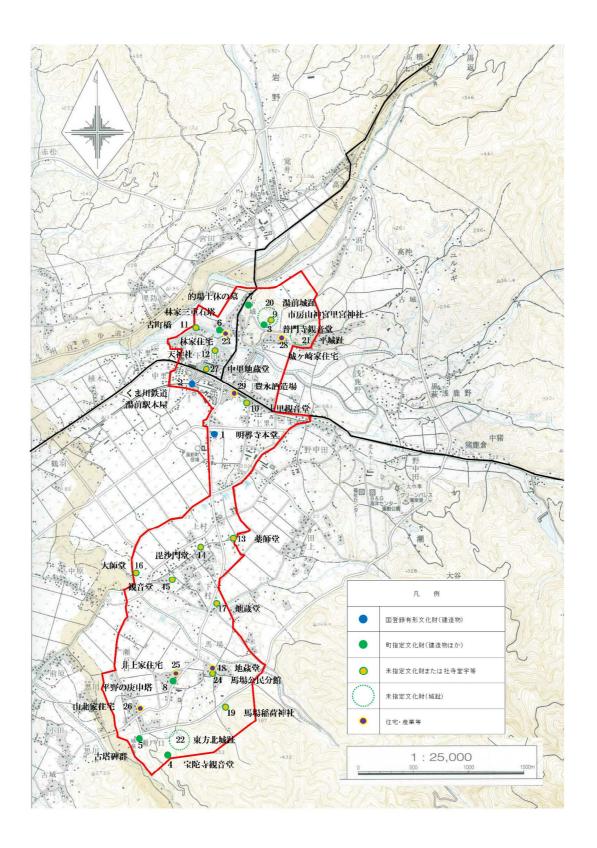
No	指定区分	名 称	写真	所有者等	備考
9	未指定 (社寺堂宇)	市房山神宮 里宮神社		市房山神宮	
10	未指定 (社寺堂宇)	上里観音堂		湯前町有地	
11	未指定 (石 橋)	古町橋		熊本県管理	
12	未指定 (社寺堂宇)	天 神 社 (下染田)		下染田区	
13	未指定 (社寺堂宇)	薬 師 堂 (上 村)		上村区	
14	未指定 (社寺堂宇)	毘沙門堂 (上 村)		上村区	

No	指定区分	名 称	写真	所有者等	備考
15	未指定 (社寺堂宇)	観 音 堂 (下 村)		下村区	
16	未指定 (社寺堂宇)	大 師 堂 (下 村)		下村区	
17	未指定 (社寺堂宇)	地 蔵 堂 (馬 場)		下村区	
18	未指定 (社寺堂宇)	地 蔵 堂 (馬 場)		馬場区	
19	未指定 (社寺堂宇)	馬場稲荷神社		馬場区	
20	未指定 (城 趾)	湯前城趾		-	

No	指定区分	名 称	写真	所有者等	備考
21	未指定(城 趾)	平城趾		湯前町	
22	未指定(城 趾)	東方北城趾		湯前町	
23	未指定(その他)	林家住宅 林酒造場		個人他	
24	未指定(その他)	馬場公民分館		馬場区	
25	未指定(その他)	井上家住宅		個人	
26	未指定 (その他)	山北家住宅		個人	

No	指定区分	名 称	写 真	所有者等	備考
27	未指定 (社寺堂宇)	中里地蔵堂		中里地蔵組 (里組共有地)	
28	未指定(その他)	城ヶ崎家住宅		個人	
29	未指定 (その他)	豊永酒造場		個人他	

湯前町歴史的風致形成建造物の指定候補位置図

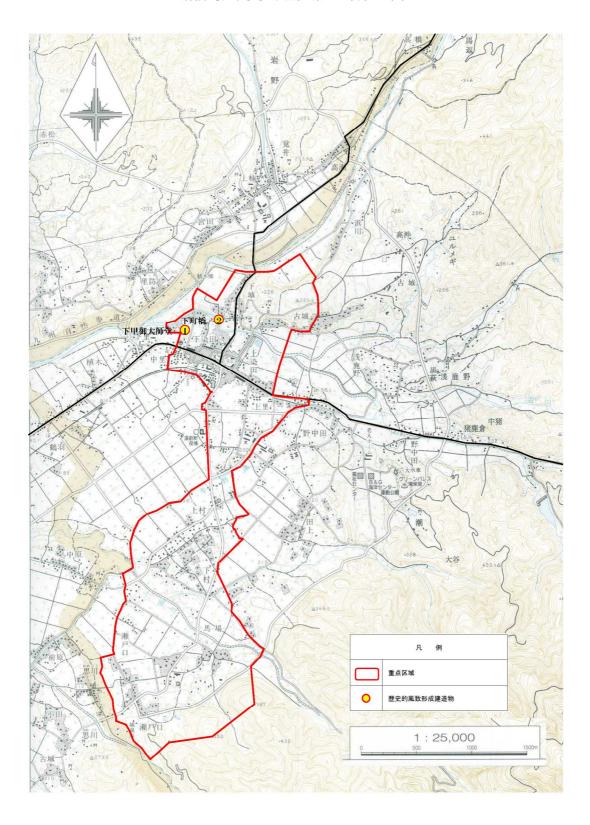


4 歴史的風致形成建造物の指定

当該重点区域内において、指定を受けた歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

指定 番号	指定年月日	指定名称	写真	所有者等	備考
第1号	平成 30 年 (2018) 5 月 28 日	下里御大師堂 (附厨子)		下里区	
第2号	平成 30 年 (2018) 5月 28日	下町橋		湯前町	

湯前町歴史的風致形成建造物位置図



湯前町歴史的風致維持向上協議会 構成員(平成30年度)

会 員

伊東 龍一

(熊本大学大学院先端科学研究部環境科学部門建築史・都市計画分野 教授) 桂 英昭

(元熊本大学自然科学研究科環境共生工学専攻建築計画分野 准教授)

顧問

湯前町教育長 熊本県教育庁 教育総務局 文化課

事務局(所管課) 教育課・建設水道課